

香川県ミニバスケットボール連盟

加盟規程

第1条 (目 的)

本規程を定めることにより「日本ミニバスケットボール連盟（以下 日本ミニ連盟という）加盟規定」に則した運営の徹底を図るとともに、香川県における『ミニバスケットボール』に関し、

- (1) 普及の円滑化および競技力の向上
- (2) 加盟登録内容に応じた取り扱いの明確化
- (3) 日本ミニ連盟および香川県バスケットボール協会の一員としての組織の明確化

を図ることを目的とする。

第2条 (加盟義務)

香川県ミニバスケットボール連盟（以下 県ミニ連盟という）が主催・主管・共催する大会・交歓ゲーム・講習会等、或いは県ミニ連盟の推薦を必要とする大会・交歓ゲーム・講習会等に参加しようとするチームは、次条に定める手続きを行い、県ミニ連盟および日本ミニ連盟に加盟しなければならない。

第3条 (加盟申請)

加盟申請については、以下のとおりとする。

- (1) 既加盟チーム・新規に加盟しようとするチームを問わず、毎年度における県ミニ連盟の定める期日までに所定の申請手続きをするとともに、加盟料・個人登録料を納入し（但し、申請内容により不要な場合を除く）、県ミニ連盟の審査および日本ミニ連盟の承認を受けなければならない。
 - (2) 既加盟チームにおいて前号の手続きが期日以降に及んだ場合には、その年度が終了するまで加盟を認められないことがある。
2. 前項の申請期日以降における変更申請・追加申請については、以下のとおりとする。
- (1) 既加盟チームにおける登録内容の変更、或いは新規に加盟しようとするチームは、所定の申請手続きをするとともに、加盟料・個人登録料を納入し（但し、申請内容により不要な場合を除く）、県ミニ連盟の審査および日本ミニ連盟の承認を受けなければならない。
 - (2) 前号については、日本ミニ連盟の承認後3ヵ月を経た時、その効力を発する。
3. 加盟申請における児童（競技者）の登録については、1児童（競技者）につき1チームとし、2チーム以上に亘った申請（二重登録）は認めない。
4. 第1項および第2項に基づく申請手続きにおいて、過度の不備がある場合には、その申請を受理しないことがある。

第4条 (加盟資格)

同一小学校に在籍する1年生～6年生の児童（12歳以下 且つ 男女別）により組織されたチームであれば、そのチームを構成する児童の数を問わず、前条の手続きを踏むことにより加盟することができる。

2. 前項の規定に拘らず、「同一小学校に在籍する児童のみでは活動できない」という理由により、他の小学校に在籍する児童との合体（連合）チームとせざるを得ない場合は、そのチームの加盟を認める。

第5条 (加盟チームの権利)

加盟チームは、県ミニ連盟の規約・規程等の定める範囲内において、次の権利が生じる。

- (1) 県ミニ連盟が主催・主管・共催する大会・交歓ゲーム・講習会等への参加
- (2) 県ミニ連盟の推薦を必要とする大会・交歓ゲーム・講習会等への参加
- (3) その他、加盟チームとして享受すべき諸権利

第6条 (加盟チームの権利制限)

加盟登録において「チームを構成する児童の数が10人未満のチームについては、前条第1項第1号・第2号の規定に関し、権利の制限を設けるものとする。

2. 前項の制限内容については、別に定める「大会・交歓ゲームに関わるチーム取扱規程」に準ずるものとする。

第7条 (処 罰)

本規程に違反するチーム・個人に対しては、理事会の決議をもって処罰することがある。

2. 特に、加盟申請にあたっての虚偽の申請については、厳罰を科すことがある。
3. 処罰の内容については、理事会で審議し決定するものとする。

第8条 (疑義・紛争の解決および本規程に定めのない事項)

疑義・紛争が生じた場合、或いは本規程に定めのない事項については、理事会で審議し、決定・解決を図るものとする。

附 則

本規約は、昭和63年 4月 1日より施行する。

平成10年11月14日 改定

平成14年12月21日 改定

平成18年 5月28日 改定

平成20年 1月 1日 改定

平成22年 3月 1日 改定

平成25年 1月 1日 改定

平成29年 4月 1日 改定